

神奈川県在宅保健師会「いちょうの会」会則

(目 的)

第1条 この会は、神奈川県在宅保健師が行う地域における住民の健康づくりを推進するために、豊富な知識・経験を生かし、地域の保健・福祉活動に寄与するとともに、会員の資質向上並びに相互交流を図ることを目的とする。

(会 員)

第2条 この会の会員は、神奈川県内の在宅保健師で、前条の目的に賛同し、同会の活動に協力する者。ただし、正規雇用職員を除く。

(事務局)

第3条 この会の事務を処理するため、神奈川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）内に事務局を置く。

2 国保連合会は、この会に対して相談・助言を行うとともに、会員の資質向上を図るために必要な研修等を行う。

(事 業)

第4条 この会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域における保健・福祉活動を支援する事業
- (2) 保健・福祉活動に関する研修会の開催又は情報交換
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

2 事業には、国保連合会主体で実施する事業と会主体で実施する事業がある。

(入会及び会費)

第5条 入会を希望する者は、入会届（別紙1）を事務局に提出する。

- 2 会員は、年会費1,000円を会に納める。
- 3 会費は、会主体で実施する事業に充てるものとする。

(退 会)

第6条 退会を希望する者は、退会届（別紙2）を事務局に提出する。

- 2 退会による会費の返還は行わない。

(役員)

第7条 この会に、会員の互選により次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 幹事 若干名

2 会長は、この会を代表し会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠席のときは、会長が指名した副会長がその職務を代理する。

4 幹事は、会務と会費の管理及び会員の情報把握を行う。

5 会費に係る監査(2名)は、会長が任命する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合及び任期が満了した場合でも後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行うものとする。

(役員会)

第9条 会長は、この会の運営及び事務の円滑な推進を図り、必要に応じ役員会を開催することができる。

2 役員会の招集は、会長が行う。

(総会)

第10条 会長は、必要に応じ総会を開催することができる。

2 総会の招集は、会長が行う。

3 総会の議長には、会長が当たる。

4 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、委任状の提出をもって出席に代えることができる。

5 会員は、1票の議決権を有する。ただし、委任状の提出をもって他の会員に議決権を委任することができる。

6 総会の議事は、出席会員の過半数によって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任規定)

第11条 この会則の施行について、必要な事項は会長が別に定める。

附 則(平成14年7月1日)

この会則は、平成14年7月1日から施行する。
(神奈川県在宅保健婦・士会会則は、平成14年6月30日をもって廃止する。)

附 則(平成20年4月1日)
この会則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)
この会則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月30日)
この会則は、平成30年5月30日から施行する。

附 則(令和3年5月31日)
この会則は、令和3年5月31日から施行する。

神奈川県在宅保健師会「いちょうの会」会則に関する申し合せ事項

- 1 この申し合わせ事項は、神奈川県在宅保健師会「いちょうの会」会則（以下、「会則」という。）第11条委任規定に基づき、「いちょうの会」の運営にあたり必要な事項を定める。
- 2 会則第3条（事務局）について
事務局は、会員の動向を把握するために隔年で、事業参加への希望調査を実施する。
- 3 会則第5条（入会及び会費）について
 - (1) 入会を希望する者は、「いちょうの会」入会時調査票（顔写真貼付）、保健師免許証の写しを事務局に提出する。
 - (2) 会費は、指定口座への入金及び総会・研修会等開催時に徴収する。
- 4 会則第6条（退会）について
退会するにあたり、健康まつり事業等支援事業に参加した者は、貸与されたエプロン・名札を事務局に返却する。
- 5 会則第9条（役員会）及び第10条（総会）について
役員会及び総会の招集を理事長から会長に変更する会則改正がされたが、会主体で実施する事業、役員会及び総会等に係る国保連合会から会への支援は継続する。

附則

この申し合せ事項は、平成28年5月30日から施行する。

附則

この申し合せ事項は、平成30年5月30日から施行する。

附則

この申し合せ事項は、令和3年5月31日から施行する。